

平成27年度山陰観光推進協議会支援事業費補助金 募集案内

1 事業の趣旨

山陰の認知度の向上と、観光誘客の促進を図るため、両県の観光関連団体等が新たに実施する事業に対し、事業費を支援します。

2 募集内容

山陰全域又は広域エリアを対象とした、観光誘客及び周遊の促進、滞在時間の拡大等を図ることに資する事業を募集します。

なお、次のいずれかに係る事業は、原則として対象外とする。

- ・ 政治的、宗教的活動と認められる事業
- ・ 鳥取県又は島根県の他の補助事業対象となっている事業

3 応募資格

- ① 鳥取県又は島根県に事業の拠点を有する法人
- ② 法人格を持たない民間団体にあつては、以下の要件を備えているもの
 - ・ 10人以上の会員を有する団体
 - ・ 団体としての意思決定により助成に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること
 - ・ 団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を鳥取県又は島根県に有し、当該県内又は両県内で活動する団体であること
 - ・ 団体規約等を有していること
 - ・ 代表者及び会計担当者が明らかであること

4 対象事業と補助金の額

【対象事業】

以下の①②のいずれかに該当し、新規の事業とする。

- ① 事業内容が鳥取県及び島根県の全域を対象とし、両県の観光誘客や周遊観光等を促進すると考えられる事業
- ② 事業内容が広域エリアにまたがり、エリア内の観光誘客や周遊観光等を促進すると考えられる事業

※対象事業及び対象事業費については、「山陰観光推進協議会支援事業費補助金交付要綱別表」をご参照ください。

【補助金の額】

上記①：上限100万円、定額

上記②：上限100万円、補助率1/2以内

【採択予定件数】

上記の①②合わせて、5～7件程度とする

5 募集期間

平成27年4月1日（水）～平成27年4月24日（金）必着

6 応募方法、応募期限

山陰観光推進協議会支援事業費補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を、下記の提出先（問い合わせ先）に平成27年4月24日（金）必着で提出してください。

また、申請書作成等について疑問な点がある場合も、下記の問い合わせ先までご相談ください。

①提出先（問い合わせ先）

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
山陰観光推進協議会事務局（島根県観光振興課内）
TEL 0852-22-5292 FAX 0857-22-5580

②応募期限 平成27年4月24日（金）必着

7 審査・採択・決定

①提案事業の内容について、確認させていただくことがあります。

②事業の採択は申請受付締切後、概ね2週間以内に決定し、採択、不採択にかかわらず、通知いたします。

③採択した事業については、実施方法や執行額などに条件を付す場合があります。